平成２８年（フ）第３２号
福岡県築上郡吉富町大字広津380番地１
債務者　松尾　嘉代（旧姓石橋）
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
福岡県京都郡苅田町富久町２丁目19番地10（マインドビル206）
債務者　田中　修平
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
福岡県行橋市東大橋５丁目１番１―504号
債務者　梅田　信男
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第５３９号
愛知県長久手市杁ケ池1302番地　ポニーヒル長久手Ａ棟204号
債務者　熊谷　　薫
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２２号
高知市南竹島町40番地11　メゾンド・レコルテ310号
債務者　小島　正史
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８０号
高知市宇津野83番地
債務者　尾崎　照幸
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８２号
高知市介良570番地　介良団地２棟107号、申立時住所高知県香美市土佐山田町百石町１丁目５番12号　リーフ鏡野103号室
債務者　西岡　一矢（旧姓池内）
１　決定年月日時　平成28年５月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３６３号
埼玉県上尾市大字南96番地23
債務者　松本　五一
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３２号
埼玉県川口市青木４丁目８番36号　レオパレスＴＫ　ｏｎｅ　308号
債務者　熊谷　隆志
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９６号
埼玉県川口市大字安行小山413番地の９　清水第３ビル201号
債務者　松澤　修一
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５０３号
埼玉県川口市栄町１丁目４番７号　セリジュ川口102号
債務者　酒匂　芳幸
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１７号
埼玉県朝霞市三原３丁目８番18号　朝霞Ｙマンション101
債務者　伊藤　久美
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８１号
埼玉県越谷市東越谷２丁目12番地25　タカラマンションＢ館301
債務者　牧野　浩男
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２４２号
埼玉県草加市谷塚１―７―29―201、住民票上の住所埼玉県草加市谷塚１丁目10番３号産経新聞内（旧住所）埼玉県ふじみ野市福岡中央１丁目１番18号上福岡ふじみ野ＳＣ
債務者　荻田　哲矢
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
埼玉県ふじみ野市上福岡５丁目７番23号　和泉コーポ203号、前住所埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目７番16号　芙蓉ハイツ107
債務者　田島　妙子
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０２号
埼玉県熊谷市上之1386番地３　コーポ恵202号室
債務者　小林　一夫
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１３０号
埼玉県熊谷市妻沼東４丁目94番地　メゾン境堀Ｂ－２
債務者　森　　治彦
１　決定年月日時　平成28年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部